

令和 7 年 1 月 6 日
さいたま市財政局契約管理部契約課

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について

令和 6 年 6 月に成立・公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正が行われ、令和 6 年 12 月 13 日付けで施行されました。

つきましては、当該施行内容のうち、本市における標記の取扱いは次のとおりとしますので、お知らせします。

内容

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象^{※1}が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

※1 次に掲げる事象で、天災その他不可抗力により生じるもの。

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

本市の取扱

落札者（随意契約の場合は契約の相手方）は上記事象が発生するおそれがあると認める場合、通知書（別紙）に根拠情報となる資料^{※2}を添えて、落札者決定（随意契約の場合は契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、財政局契約管理部契約課へ電子メール又は書面にて提出してください。メールアドレス：keiyaku@city.saitama.lg.jp
なお、この取扱いは、令和 7 年 1 月 6 日から実施します。

※2 落札者（契約の相手方）の通常の事業活動において把握できる以下の情報。

- ・ メディア記事
- ・ 資材業者の記者発表
- ・ 公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料（上記を準備することが困難である場合）
- ・ 下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料

留意点

- この取扱いは、資材高騰等に伴う転嫁協議（請負代金等の変更協議）が円滑に行われることを目的としています。
- 通知書を提出した受注者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、本市に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができます。
- 通知書を提出していない場合であっても、これまでと同様、さいたま市建設工事請負契約基準約款の規定に基づき、工期や請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができます。

様式(表)

令和 年 月 日

さいたま市長

住 所
商号又は名称
代 表 者

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：_____

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：_____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：_____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：_____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：_____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）

様式(裏)

- (注)
1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
 2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
 3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
 4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
 5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

令和 年 月 日

さいたま市長

住 所
商号又は名称
代 表 者

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※： (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： (例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※： (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： (例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)